

## 令和4年度安曇野市教育委員会 3月定例会会議録

日 時：令和5年3月28日（火）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 須澤真広、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子、教育委員 羽田野賢二

事務局：教育部長 矢口泰、学校教育課長 太田雅史、学校給食課長 高橋秀行、

生涯学習課長 深澤与志章、文化課長 山下泰永、子ども家庭支援課長 西澤弘修、

こども園幼稚園課長 佐々木真貴、学校教育課教育指導室長 臼井慎詞

学校教育課教育指導室教育指導員 古幡栄一、

学校教育課学校教育担当係長 中村正勝、生涯学習課社会教育係長 遠藤豊

書記：学校教育課教育総務係長 山田なつ子

### ◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和5年3月定例会を開会いたします。

### ◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長、ご挨拶をお願いします。

教育長 3月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

この1年を振り返りますと、大規模な組織改編に伴い、教育委員会事務局が6課の新体制となつての4月スタートでございました。子育て、保育、教育に関する横の連携と縦のつながりを強化できるという願ってもない環境が整ったわけですが、軌道に乗るには時間を要しました。後半には安曇野市が目指す教育について議論を深め、第3次教育大綱を策定しました。事務局職員の多大な労に感謝いたします。新年度からは、理想として掲げた事柄を実現

させていく年になります。改めて決意を新たにしているところです。

さて、3月は別れの季節でもございます。これまで安曇野市の教育の礎を共に築いていただいた方々とお別れしなければなりません。まず、教育委員の須澤真広教育長職務代理者におかれましては、本年度末をもって退任されることとなりました。豊富なご経験と高い見識をお持ちの先生は、定例会では常に重みのあるご発言をいただいております。本当にありがとうございました。また、毎月のこの定例会に出席させていただいた事務局職員の異動もございます。これにつきましては、定例会の最後にご紹介をさせていただきたいと思っております。大変お世話になりました。

では、本日もご審議よろしくお願いいたします。

---

#### ◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別されまたは識別され得るもので、個人情報保護に該当する案件として、報告第8号及び報告第9号の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました報告事項2件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございました。

3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、報告第8号及び報告第9号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号から議案第20号、報告第1号から報告第7号及び

報告第10号から報告第14号を公開とし、以後、会議を非公開として、報告第8号及び報告第9号を扱います。

なお、議案第19号及び報告第10号に関わる申請書、添付資料は、個人または法人に係る情報が記載されているため非公開といたします。

---

### ◎議案第1号

**教育長** それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題とします。

説明をお願いします。

**教育部長** 教育部全体に関わることは私から説明させていただきますが、個別具体的な案件につきましては各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、議案第1号について、学校教育課長からご説明いたします。

**学校教育課長** 「安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、議案第1号 安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第1号は承認いただきました。

---

### ◎議案第2号

**教育長** 次に、議案第2号について議題とします。

説明をお願いします。

**学校教育課長** 「安曇野市教育委員会職員の職名に関する規程の一部改正について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第2号 安曇野市教育委員会職員の職名に関する規程の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第2号は承認いただきました。

---

### ◎議案第3号

教育長 続いて、議案第3号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第3号 安曇野市学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第3号は承認いただきました。

---

### ◎議案第4号

教育長 続いて、議案第4号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第4号 安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第4号は承認いただきました。

---

◎議案第5号

教育長 続いて、議案第5号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第5号 安曇野市立小・中学校職員服務規程の一部改正については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第5号は承認いただきました。

---

◎議案第6号

教育長 続いて、議案第6号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市内拠点校部活動承認について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

横内委員 今回、初めてこの拠点校部活動というのを提案いただいて、見させていただきましたが、学校の規模に関係なく、部活動の多様な選択肢を生徒に提供できるのはいいことだと思いました。明科の児童で、中学に行ってやりたい部活がないと言っている子がいて、どんなものがあるのか聞いたら、とても少ない選択肢だったので気の毒に思ったのですが、拠点校部活ができることでそういった子が救われたらなと思います。通常、4月に部活動の見学をする期間があって、入る部を決めたり、仮入部だったりをすると思うのですが、新中学1年生にはそういったフォローはあるのでしょうか。

学校教育課教育指導室教育指導員 1年生向けの部活動見学等につきましては、拠点校のほうで考えておりますが、平日に見学に行くということはなかなか難しいと思っています。休日に練習するときに、1年生に紹介して、家庭で連れていっていただいて見学するというような、そういう運びになるかと思っています。

以上です。

**横内委員** ありがとうございます。続けてお願いします。

活動場所への移動は保護者の責任の下に行いますという誓約事項があるのですが、ここがすごく難しいところかなと私は感じていて、私の子どもは野球とバレーボールをやっていましたが、毎週末練習試合があって、そのたびに道具の運搬ですとか、子どもの送迎は保護者と保護者会の責任でやっていました。ですが、土曜日がお休みでない保護者のお子さんですとか、お母さんが車の運転ができない子ですとか、誰かが乗せていってくれるなら試合に行ってもいいよと言われている子などもいて、協力できない親もいるというか、格差が生まれないかと思うことが心配の1点です。もう一つ、これは自動車関係の方からこの間聞いた話なのですが、今、自動車保険に入っていない人がとても多くて、子どもを乗せていったときに事故の心配がすごくあるので、保険に入っていることの証明を必ず頂いて、そこから移動してほしいということを思いました。

以上です。

**学校教育課教育指導室教育指導員** 車の保険については、そういうご意見があったということで校長会に提案させていただきます。あと、移動に対する保護者への負担ということに関しては、これから進めていく地域スポーツクラブにおける平日の練習についても、結局拠点校と同様の問題が生じてくると考えています。それで、先進県や先進市町村では、市、あるいは町村でスクールバスを、平日に常時運転しながら生徒を会場まで運ぶというようなことが行われているわけですが、なかなかそういうことがすぐにはできるような状況にはなっておりませんので、そういうことも視野に入れながら、できるだけ負担がなくなるような方法を見つけていかなければいけないと考えております。

以上です。

**横内委員** ありがとうございます。お願いいたします。

**教育長** ほかの方、いかがでしょうか。

**羽田野委員** 横内委員のおっしゃられたこととかぶるかもしれませんが、根本的なところで、拠点校で部活動をするというのは、平日、休日ともにという考え方でよろしいのですか。

**学校教育課教育指導室教育指導員** 親の送迎が可能ならば平日でもできますが、なかなか難しいとは思いますが。学校ごとの時間割の違い等もありますので、令和5年度は主に休日の拠点校活動になると考えております。

以上です。

**羽田野委員** 続けてよろしいですか。そうしますと、もちろんその拠点に行かなければいけないとは思いますが、参加校に部活があった場合、拠点に行かずに自校で練習等を行いたい、また、競技をしたいという方がいらっしゃる場合は、どのような方法を取るのでしょうか。

**学校教育課教育指導室教育指導員** そういう場合は、自校の練習会場で練習するということが可能だと思いますが、自校に部活動がない場合、例えば、堀金中学校にはサッカー部がなく、拠点校が三郷中学校ということで、サッカーを嗜好する堀金中の生徒が三郷中へ行ってサッカーと一緒に練習するというような場合がありますので、堀金中では学校部活動としてサッカー部は練習できないということになります。

以上です。

**教育長** ほかにございますでしょうか。

**二村委員** 活動場所の確保はできていても、支えていただく指導者についてはまだのところもあります。試行的にということなので、これからかなと思います。地域全体で子どものスポーツ活動を支えていただいて、部活をやってよかったとか、よい経験ができたとか、よい思い出となって、高校生になっても、また、大人になっても続けたいと思える、そんな活動につながればいいなと思います。試行的に活動していくことで様々な課題が出てきて、それを一つ一つクリアしていくことになると思います。スキルアップも期待できるかと思いますが、勝つとか、強くなることを求める指導者の下では続かない生徒も出てくるのではないかと心配ではありますが、これもやってみないと分かりません。

この中で、質問があります。活動中、顧問の先生の付き添いというのはどうなるのでしょうか。生徒がけがをしたり、また、問題が起きてしまったときに、学校側として共通した対応の仕方についてはこれからということでしょうか。それと、もう一つ、野球とかサッカーとか、保護者会があって、お茶当番であるとか、送迎であるとか、荷物を運ぶ、遠征のときの運転手など、保護者会の中で話し合われることもあるのですが、学校を越えてのことになるので、この保護者会の設立ということは考えているのでしょうか。

以上2点、お願いします。

**学校教育課教育指導室教育指導員** 保護者会につきましては、これからの話ですが、拠点校を中心として、一緒に練習する学校の生徒の保護者の皆さんも一緒になった保護者会を設立しようと思っているそうです。保護者会については校長会でどういう方針にするかまだはっきりとは出ておりません。もう一点についてもう一度お願いできますか。

**二村委員** 活動中に学校側の顧問の先生の付き添いはあるのでしょうか。

**学校教育課教育指導室教育指導員** 今まで委任指導というシステムがあったのですが、それは顧問の先生が委任する学校の顧問の先生に、今日は行く、今日は休むという連絡のみしておりましたが、拠点校になった場合は、主に令和5年度は休日練習になりますので、学校から担当の先生が付き添うということが原則と聞いております。

以上です。

**二村委員** 担当の先生が付き添うことを原則とするということでしたが、先ほどもう一つ質問があったように、生徒がけがをしたり、また、問題が起きてしまったときの学校側としての共通した対応についてはまだこれからということですか。

**学校教育課教育指導室教育指導員** 活動中のけがの対応は、主に拠点校を中心に行うということとであります。もちろん該当生徒の在籍する学校のスポーツ振興センター等の対応は、その生徒が在籍する学校で対応いたします。全部の学校で統一して、どの種目もやろうとするとは思いますが、まだ始まっていないのではっきりとは言えない状況です。

以上です。

**二村委員** 分かりました。ありがとうございます。

**教育長** ほかにございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、議案第6号 安曇野市内拠点校部活動承認については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第6号は承認いただきました。

---

### ◎議案第7号

**教育長** 続いて、議案第7号について議題とします。

説明をお願いします。

**学校教育課長** 「令和5年度安曇野市の教育の方針（概要版）の確認について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**羽田野委員** 意見ではないのですが、第3次の安曇野市教育大綱、1ページと7ページのその主要事業の関連一覧のところ、語句が前から直っていないところがあると思います。2の



学校教育の充実のところは、併せて学び続けるという文が抜けています。6の文化・芸術活動の推進のところも1ページの教育大綱の文言にあわせて内容が抜けています。

以上です。

**学校教育課長** すみません、そこは直すようにしたいと思います。ありがとうございます。

**教育長** それでは、再度その辺の整合をしっかりと図りながら公表していくということで。

それでは、議案第7号 令和5年度安曇野市の教育の方針（概要版）の確認については、承認いただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**教育長** ありがとうございます。議案第7号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第8号

**教育長** 続いて、議案第8号について議題とします。

説明をお願いします。

**生涯学習課社会教育係長** 「安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱の廃止について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

**教育長** それでは、議案第8号 安曇野市生涯学習推進市民会議設置要綱の廃止については、承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**教育長** ありがとうございます。議案第8号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第9号

**教育長** 続いて、議案第9号について議題とします。

説明をお願いします。

**文化課長** 「吉野神社本殿の安曇野市文化財指定について」資料により説明。

**教育長** ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長 それでは、議案第9号 吉野神社本殿の安曇野市文化財指定については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第9号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第10号

教育長 続いて、議案第10号について議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市文化財調査委員会の委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第10号 安曇野市文化財調査委員会の委員の委嘱については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第10号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第11号

教育長 続いて、議案第11号について議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市文化財保存活用地域計画の策定について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第11号 安曇野市文化財保存活用地域計画の策定については、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第11号は承認いただきました。

---

◎議案第12号

教育長 続いて、議案第12号を議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市誌編さん専門調査会（地域資料調査部会）調査員の選任について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長 それでは、議案第12号 安曇野市誌編さん専門調査会（地域資料調査部会）調査員の選任については、承認ということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 ありがとうございます。議案第12号は承認いただきました。

---

◎議案第13号

教育長 続いて、議案第13号について議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会）補欠調査員の選任について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長 それでは、議案第13号 安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会）補欠調査員の選任については、承認ということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 ありがとうございます。議案第13号は承認いただきました。

---

◎議案第14号

教育長 続いて、議案第14号について議題とします。

説明をお願いします。

文化課長 「安曇野市文書館運営審議会委員の選任について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第14号 安曇野市文書館運営審議会委員の選任については、承認という  
ことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第14号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第15号

教育長 続いて、議案第15号について議題とします。

説明をお願いします。

山下課長。

文化課長 「欠員に伴う博物館協議会委員の選任について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第15号 欠員に伴う博物館協議会委員の選任については、承認という  
ことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第15号は承認いただきました。

---

#### ◎議案第16号

教育長 続いて、議案第16号について議題とします。

説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市児童館建設検討会設置要綱の一部改正について」資料により  
説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第16号 安曇野市児童館建設検討会設置要綱の一部改正については、  
承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第16号は承認いただきました。

---

◎議案第17号

教育長 続いて、議案第17号について議題とします。

説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第17号 安曇野市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第17号は承認いただきました。

---

◎議案第18号

教育長 続いて、議案第18号について議題とします。

説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第18号 安曇野市児童クラブ実施要綱の一部改正については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第18号は承認いただきました。

---

◎議案第19号

**教育長** 続いて、議案第19号 共催・後援依頼についてを議題といたします。

最初に、学校教育課について説明をお願いします。

**学校教育課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 次に、生涯学習課について説明をお願いします。

**生涯学習課社会教育係長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** 続いて、文化課について説明をお願いします。

**文化課長** 「共催・後援依頼について」資料により説明。

**教育長** では、以上5件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**横内委員** 65ページの長野県レディース卓球大会ですが、スポーツの大会はスポーツ課ができて、そちらの担当なのかなと自分は思ったりしますが、スポーツ大会を教育委員会が後援する場合、教育委員会の後援・共催と市長部局の後援・共催のすみ分けがよく分からないのですが、事務局はどういったところでこれを判断しているのかを教えていただきたいなと思います。

**教育部長** スポーツ関係の部局が教育委員会にない状態で、かといってここにスポーツ推進課が来てご提案するというのは、教育委員会の会議に市長部局が来てご提案するというのはふさわしくないということで、元々スポーツ推進がありました生涯学習で学校を除く民間のスポーツ関係は提案させていただいております。市長部局と教育委員会の後援、こちら辺は申請者の方のご判断だと思います。市の共催・後援の指定は市長部局、教育委員会の指定はこちらへという形とっております。

以上でございます。

**横内委員** 申請者に委ねられていると今部長はおっしゃいましたが、それは少しおかしいと思います。スポーツに関しては課が移ったので、相手方が教育委員会に後援の申請をしてきたら、内容はスポーツでもほかのことでもということなのではないでしょうか。今の説明だと少し納得できないのですが、安曇野市としての後援なら分かりますが、教育委員会が後援するという判断が私には納得ができません。スポーツ課がわざわざ教育委員会からほかのところに移ったのに、ゴルフ大会のときもたしか同じようなことを申し上げたのですが、ゴルフのときには公民館の職員がそれをお手伝いするというので共催という説明でしたが、もう少し教えていただきたいです。

**教育部長** そうです、確かにゴルフのときに、あれは公民館の職員がというようなことの話だったと思います。スポーツの部署がない教育委員会がスポーツ関係の後援・共催を、共催

は一緒に行うものですが、後援をするのはおかしいというご意見としてよろしいでしょうか。

**横内委員** おかしいというか、これをどう判断して今日の議題に上げてきてくださったのかというのを思っただけの質問です。スポーツ課ができたのになぜと思った部分と、この申請を出された方は教育委員会の後援が欲しいのか、安曇野市として後援してほしいのか、申請先の欄に安曇野市スポーツ協会へも申請をお願いしているというような記載がありますが、例年と書いてありますので、例年に倣って出してきたのではないかと思われるのですが、例年に倣って出された後援申請書を事務局はどう判断していくのでしょうかということをお聞きいたしました。

**教育部長** 表現は難しいのですが、先ほども申し上げましたとおり、確かに教育委員会の中にスポーツ関係の部署はなくなっていますが、申請なさる方が教育委員会の後援が欲しいというご意思だと思っております。教育委員会にスポーツ部門がないのだから市長部局へという考えもあるのかもしれませんが、申請なさった方が教育委員会の後援が欲しいということで、我々的にはスポーツの部署がなくても、後援することに特に支障があるとは考えませんでしたので今回ご提案をさせていただいたということです。

**教育長** 生涯学習課で出ていますので、遠藤係長。生涯学習課で出たということは、生涯学習課の事業の中に各種講座がありますよね、生涯学習という中には体を動かす部門もあるわけで、スポーツを積極的に推進するスポーツ課とは違う立場で、市民のスポーツを応援することが生涯学習課として後援申請を出すということに問題はないと判断したということですね。私が言ってもいけませんので、説明をお願いします。

**生涯学習課社会教育係長** 先ほど教育長がおっしゃったとおり、生涯学習課は幅広い活動に対して、もちろん文化的なものもございしますが、健康体操であるとか、そういったスポーツにつながるものも生涯学習課の活動の中に入っておりますので、こういったスポーツ大会、卓球の大会にも後援がふさわしいのではないかとということで受理をさせていただいております。

**横内委員** そうしますと、これからもスポーツ関係の後援に関しては、こういった申請が議題に上がってくるということもあるということですね。スポーツ課と教育委員会と重なり合う部分も幾分あるという理解でよろしいでしょうか。

**生涯学習課社会教育係長** これからも、おっしゃるとおりスポーツの関係でも生涯学習に通じるものがあるというご理解で、後援等につきましては、またこちらの教育委員会にお諮りをしていきたいと思っております。

**横内委員** 分かりました。ありがとうございます。

**教育長** ほかにございますでしょうか。

**羽田野委員** 確認だけさせていただきたいのですが、先ほどの65ページの卓球大会の件なのですが、主催が長野県卓球連盟ということなのですが、この添付していただいている規約には主管が大北卓球連盟と書いてあります。これは主催の規約ではなくてもいいということですか。役員名簿も含めてになるのですが。

**教育長** 長時間になりましたので、暫時休憩したいと思います。その間に明らかにした上、ご報告いただくようお願いしたいと思います。

では、ここで10分程度の休憩に入ります。

(休 憩)

**教育長** それでは、会議を再開いたします。

ただいま共催・後援依頼についてのご質問がございました。

深澤課長、回答をお願いいたします。

**生涯学習課長** 途中から出席させていただいております。

ご質問のありましたSBC杯争奪第47回長野県レディース卓球大会兼第46回全国レディース卓球大会長野県予選会后援申請につきまして、今、大北卓球連盟の担当の方とお話しをさせていただきました。

それで、この事業は、主催は長野県卓球連盟で間違いございません。ただ、長野県卓球連盟も広く業務を行っている都合上、主管の卓球連盟にお願いしている、この主管という言葉は運営を主にやっただく卓球連盟ということでございます。それで、この連盟でございますが、下部組織になります。東信、北信、中信、南信、特に今回の場合は中信の卓球連盟の主管ということで大北卓球連盟が担当されました。それで、申請も大北卓球連盟で出されて、規約の点もご質問させていただきましたが、確かに主催は長野県卓球連盟ですが、長野県卓球連盟の指示により主管の卓球連盟の規約を提出させていただいたという回答がございました。それで、教育委員会で申請書の不備ということでご意見をいただくようでしたら、出し直すというご回答もいただいております。回答になっておりますでしょうか。

以上でございます。

**羽田野委員** 私は、主催が長野県卓球連盟で主管が大北卓球連盟と記載されているので、ここに添付する書類については大北卓球連盟の規約でいいのですか、主催者の規約もつけなくていいですかという質問をしました。今の回答ですと、県からそういう形で大北卓球連盟の規約を出せという指示ならばそれはそれでいいのですが、受付の段階で、事務局でこのとこ



ろは精査されないのですか。

**生涯学習課長** 今委員がおっしゃるところまでは気にせずに、名前が併記されていたということとでただ受け取ったというのが事実だと思います。

以上でございます。

**教育長** 今後については、今ご指摘のあった点、主催団体の規約をつけることがいいのかどうか、しっかりと教育委員会の基準をもって審査すると、次回からはそのようにしていただくように要望します。

**須澤委員** 先ほどに関しての意見なのですが、横内委員さんの意見についてです。

65ページのこの右上の担当、最初は学校教育課となっていましたよね、前、生涯学習課に入れられましたね。例えば、中学生の卓球大会だったら学校教育課が受けて、これは一般人だから生涯学習課が受けた、こういうふうに私は思いました。だから、申請した方に対して、教育委員会の中からスポーツ部門が市長部局に移ったから、そちらに申請してくれないかという言い方もあるし、生涯学習の一つだから生涯学習で受けるという言い方もあると私は思いました。だから、その他のところに例年開催地区の教育委員会に応援をいただいていると、今回の主催は実質大北だから、会場を中信の穂高の体育館に設定をお願いしたということだと思うんですよ。だから、例えばこれが長野であったら長野市の教育委員会に出したのでしょうし、飯田なら飯田市に、そういう前例に倣って単純に出しただけだと思うんですよ。

だから、要は、先ほどからの繰り返しになりますが、スポーツ部門が市長部局に移ったから、そちらに後援を依頼してもらいたいという言い方も今後はあってもおかしくはないと私は思ったのです。今回、生涯学習だからという考えで受けられたということで、これも別段いいのではないかと私は思いました。

以上です。

**教育長** ありがとうございます。今いただいたご意見も今後に反映させていくということで、よろしく願いいたします。

では、学校教育課の共催1件、生涯学習課の後援2件及び文化課の後援2件については、承認をいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。議案第19号の5件について承認いただきました。

### ◎議案第20号

教育長 続いて、議案第20号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則について」資料により説明。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第20号 安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第20号は承認をいただきました。

---

### ◎報告第1号

教育長 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定によりご報告させていただくものです。

最初に、報告第1号について説明をお願いします。

教育部長 「安曇野市議会令和4年12月定例会における一般質問等について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第1号 安曇野市議会令和4年12月定例会における一般質問等については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号については了承いただきました。

---

### ◎報告第2号

教育長 次に、報告第2号について説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市学校におけるインターネット等の利用規程」他の廃止について資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第2号 「安曇野市学校におけるインターネット等の利用規程」他の廃止については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号については了承いただきました。

---

### ◎報告第3号

教育長 続いて、報告第3号について説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市コミュニティスクール事業 学校運営協議会における意見の申し出について」資料により説明。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第3号 安曇野市コミュニティスクール事業 学校運営協議会における意見の申し出については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号については了承いただきました。

---

### ◎報告第4号

教育長 続いて、報告第4号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第4号 安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員の委嘱については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号については了承いただきました。

---

#### ◎報告第5号

教育長 続いて、報告第5号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「小規模保育事業所「(仮)穂高みらいく保育園」の開園延期について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第5号 小規模保育事業所「(仮)穂高みらいく保育園」の開園延期については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第5号については了承いただきました。

---

#### ◎報告第6号

教育長 続いて、報告第6号について説明をお願いします。

まず、学校教育課、説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 次に、文化課について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、子ども家庭支援課について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、以上3件の後援についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、学校教育課の後援1件、文化課の後援1件、子ども家庭支援課の後援1件について、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第6号の後援3件については全て了承いただきました。

---

◎報告第7号

教育長 続いて、報告第7号に移ります。

最初に、学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 次に、学校給食課から報告をお願いします。

学校給食課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、子ども家庭支援課から報告をお願いします。

子ども家庭支援課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 続いて、こども園幼稚園課から報告をお願いします。

こども園幼稚園課長 「教育部各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 以上、教育部各課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、教育部各課からの報告については了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第7号については全て了承いただきました。

---

◎報告第10号

教育長 続いて、報告第10号について説明をお願いします。

学校教育課長 「教育長及び教育委員会委員の任命に係る議会同意について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第10号 教育長及び教育委員会委員の任命に係る議会同意については、

了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第10号については了承いただきました。

---

#### ◎報告第11号

教育長 続いて、報告第11号について説明をお願いします。

生涯学習課長 「第2次安曇野市生涯学習推進計画後期計画の策定について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第11号 第2次安曇野市生涯学習推進計画後期計画の策定については、  
了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第11号については了承いただきました。

---

#### ◎報告第12号

教育長 続いて、報告第12号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第12号 「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、了承ということによろしい  
でしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第12号については了承いただきました。

---

#### ◎報告第13号

教育長 続いて、報告第13号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長 「安曇野市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第13号 「安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第13号については了承いただきました。

---

#### ◎報告第14号

教育長 続いて、報告第14号について説明をお願いします。

こども園幼稚園課長 「安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第14号 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第14号については了承いただきました。

以降の議題につきましては非公開といたします。

(以後、非公開)

---

◎報告第8号 令和4年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第9号 教育長報告

---

(以下、公開)

◎その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 最後に、その他ということで、委員の皆さん、また、事務局からありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。長時間にわたりました。ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

教育部長 以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和5年3月定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。